

健保だより 3

新電元工業健康保険組合
理事長 小笠原 政教

明けましておめでとうございます。

前回「健康寿命」と「平均寿命」との差が男性で約9年、女性で約12年もひらきがある事を書きました。日本人の平均寿命は、男女とも世界一であることは皆さんも知るところです。これは大変喜ばしいことであり、医学の進歩や医療技術の発達が大きな要因です。しかしその反面、平均寿命と健康寿命の差が大きいことは、必ずしも健康と呼べない高齢者が増加の一途を辿っている証しでもあり、高齢者医療費と介護費用の高騰につながる大きな問題が生じているのです。その上、世界的に見ても史上まれに見る急速な少子高齢化が、更に社会保障費を圧迫している実態があり、医療費用・介護費用を抑制する対策が急がれているのです。

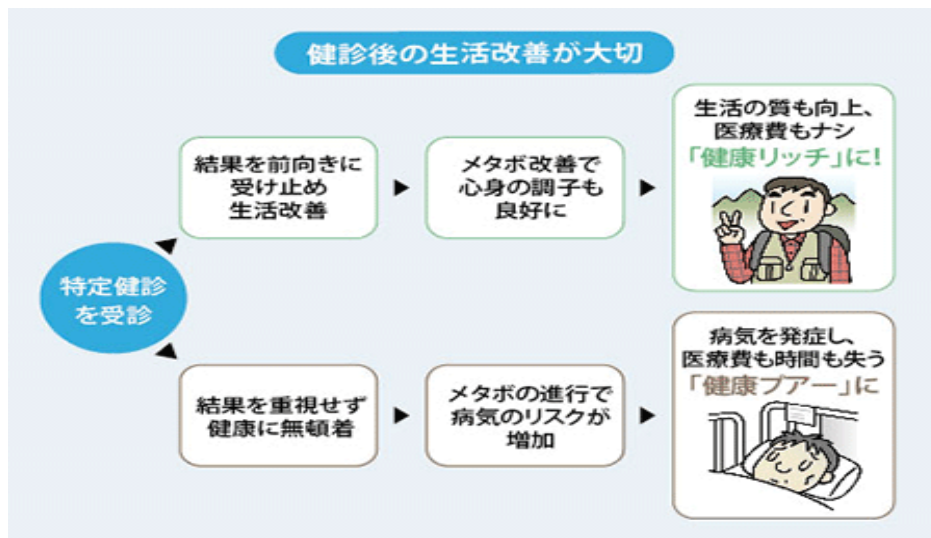
健康寿命の延伸 ⇒ 医療費・介護費の削減

を目的とする背景の中で「特定健診」は平成20年にスタートしました。

健康診断で高血圧、脂質異常症、空腹時高血糖、内臓肥満の1つひとつの異常は軽微でも、長い年月のうちに異常が集積されると、脳卒中や心筋梗塞などを引き起こす危険性が飛躍的に大きくなるのが重要視されています。この危険性に該当する人をメタボリックシンドロームと云います。メタボリックシンドロームになる要因は、生活習慣の不摂生を積み重ねていると大きく影響してくることが分かっています。

現在、メタボリックシンドロームに該当する人は予備群まで含めると国内に約5,400万人いるとされ、40～74歳では男性の2人に1人、女性では5人に1人の割合です。そのため、医療費全体の約4割を占める生活習慣病の予防が急務となっています。メタボ該当者及び予備群と診断された人は、個々の状態に合った改善策の支援（特定保健指導）を受けることが出来ます。特定健診の対象者は約5,400万人ですが、実際に特定健診を受診した人の率は4割弱に留まっており今後の受診者の増加が望まれます。

一方、特定健診でメタボ該当と診断され、これまで特定保健指導を終了した人は約30万人に及び、多くの方がメタボ改善に加え、血圧や血糖値、中性脂肪値、HDL（善玉）コレステロール値なども改善されています。



※厚生労働省資料

以上

マメ知識 ～接骨院・整骨院（柔道整復師）にかかるとき～
健康保険が使えるの？

業務災害と通勤災害を除く急性・外傷性傷病で、柔道整復師の施術を受けた場合に限り健康保険の給付が受けられます。

○健康保険が使える場合

- ・骨折、不全骨折（ひび）、脱きゅう（応急手当を除き医師の同意が必須）
- ・打撲、捻挫、出血してない肉離れ

○健康保険が使えない場合

- ・日常生活における単なる疲れ、肩こりなど
- ・スポーツなどによる肉体疲労
- ・リウマチ、五十肩、関節炎、椎間板ヘルニアなどの病気からくる痛みやこり。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病。
- ・症状の改善が見られない長期（3ヶ月）の施術（腰痛、捻挫など）
- ・原因不明の痛みや違和感、以前負傷した箇所の痛み
- ・医師の同意がない骨折、不全骨折（ひび）、脱きゅう
- ・同時期に外科、整形外科などで治療を受けている負傷箇所

接骨院・整骨院にかかった場合、本来は療養払いとして患者は一旦医療費を全額負担し、後日に健康保険組合に申請して払い戻しが受けられます。但し、柔道整復師が地方厚生（支）局長と「受領委任払い」の協定を結んでいれば、通常の保険治療と同様に一部自己負担のみで治療を受けることができます。

受領委任をするためには、患者は治療後に、施術内容、負傷原因、負傷名、受領した日数、金額について記載された「療養費支給申請書」に記載内容をよく確認した上で署名する必要があります。

○内容について問い合わせがあることも

接骨院・整骨院では、全ての施術に保険が使えるわけではありません。健康保険組合では、療養費支給申請書の内容について照会させて頂くことがありますので、その際にはご協力をお願いします。又、領収書は必ず保管しておいて下さい。

詳細は、健康保険組合事務所までお問い合わせください。（内線 831-7200）